

令和3年5月17日

九州地方整備局

官民連携により海の中道海浜公園に“新たな魅力”を生み出す 「滞在型レクリエーション拠点」が来年春に誕生します

～ Park-PFI の公募設置等計画を認定しました ～

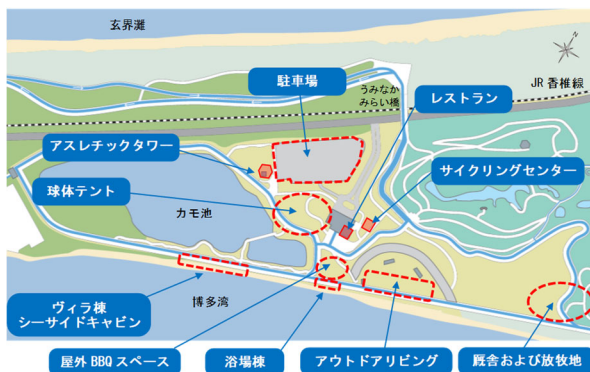
海の中道海浜公園では、博多湾に面した B 地区を中心に、Park-PFI による新たな魅力づくりを進めています。

公募の結果、事業を担う民間事業者（公募設置等予定者）が昨年1月に選定され、本日、事業の計画（公募設置等計画）が適当である旨の認定を行いました。

今後は、認定を受けた公募設置等計画に基づき、民間事業者により新たに球体テント等の宿泊施設やアスレチックタワー等の整備が進められ、来年3月頃、新たな「滞在型レクリエーション拠点」がオープンする予定です。

【計画概要】

- 計画提出者 海の中道パーク・ツーリズム共同事業体
(代表法人：三菱地所(株)、構成法人：積水ハウス(株)、(一財)公園財団、(株)オープン・エー)
- 場所 福岡県福岡市東区大字西戸崎18-25 海の中道海浜公園 B 地区内
- 期間 当初の設置管理許可日から20年
- 主な新施設 宿泊施設、屋外 BBQ スペース、アスレチックタワー、屋内遊戯施設 等
- 今後の予定 令和3年7月頃 工事着手、令和4年3月頃 運営開始
- コンセプト 「海の中道パーク・ツーリズム」
公園という身近な存在でありながらも、1日中そこで過ごすことで今までにない非日常を体験することができる旅「パーク・ツーリズム」を実現



配置計画図



イメージパース (区域全体)

＜問合せ先＞

国土交通省 九州地方整備局 電話番号：(092) 471-6331 (代表)
(092) 707-0187 (直通)

建政部 公園調整官 澤田 大介 (内線：6170)
建設専門官 寺岡 岳彦 (内線：6115)

（別添）認定された公募設置等計画の概要

1. 全体コンセプト

公園という身近な存在でありながらも、1日中そこで過ごすことで今までにない非日常を体験することができる旅「パーク・ツーリズム」を実現します。

- ・ 日常の喧噪を離れた広大な公園で、その余韻に浸りながらゆっくり「憩う」
- ・ 新たな発見や創造性を高める取り組みによって遊びながら「学ぶ」
- ・ 宿泊による長期滞在によって公園のもつ「憩い」「遊び」の役割を最大化させる

2. 配置計画

- 「創造性を育む新しい滞在型レクリエーション拠点」をコンセプトに、海の中道を学び、憩うための宿泊施設を設置します。
- 対象エリアの特色ある自然環境を最大限に活かした配置、かつ運営上の効率性を意識したゾーニングとします。
- 公園内の施設という特性に則した、自然に調和して環境負荷の低いものとし、周囲と連携しやすい動線やユニバーサルデザインにも配慮した計画とします。
- 博多湾及び対岸の博多都心部といった特徴的な景色を眺望できる南側のエリアに、球体テント・ヴィラなどを配置することで敷地の特異性を活かします。また、カモ池に隣接して球体テントを設置し、幻想的な景色を演出します。



3. 公募対象公園施設（収益施設）

宿泊施設（球体テント、ヴィラ棟、シーサイドキャビン、浴場棟、アウトドアリビング）、レストラン、アスレチックタワー、屋外BBQスペース、厩舎および放牧地 等

合計面積：約25,000㎡

4. 特定公園施設（公園施設）

屋内遊戯施設、休憩施設（大屋根下広場）、ドッグラン、ファイヤーピット、サニタリー棟 等

合計面積：約7,000㎡

5. 事業実施体制

○公募設置等予定者4者※が「海の中道パーク・ツーリズム共同事業体」を組織します。

※三菱地所株式会社【代表法人】、積水ハウス株式会社、一般財団法人公園財団、株式会社オープン・エー

○共同事業体の本社から選任する者と、現地で実際に管理運営を担うサービスセンターの総括支配人が委員となる「共同事業体運営委員会」を設置し、本社と現地オペレーションが連携しながら事業を進めていきます。

6. イメージパース

- ・区域全体イメージ



・ 宿泊棟（球体テント）のイメージ



・ アウトドアリビングと屋外 BBQ スペースのイメージ



・休憩施設（大屋根下広場）のイメージ



・アスレチックタワーのイメージ

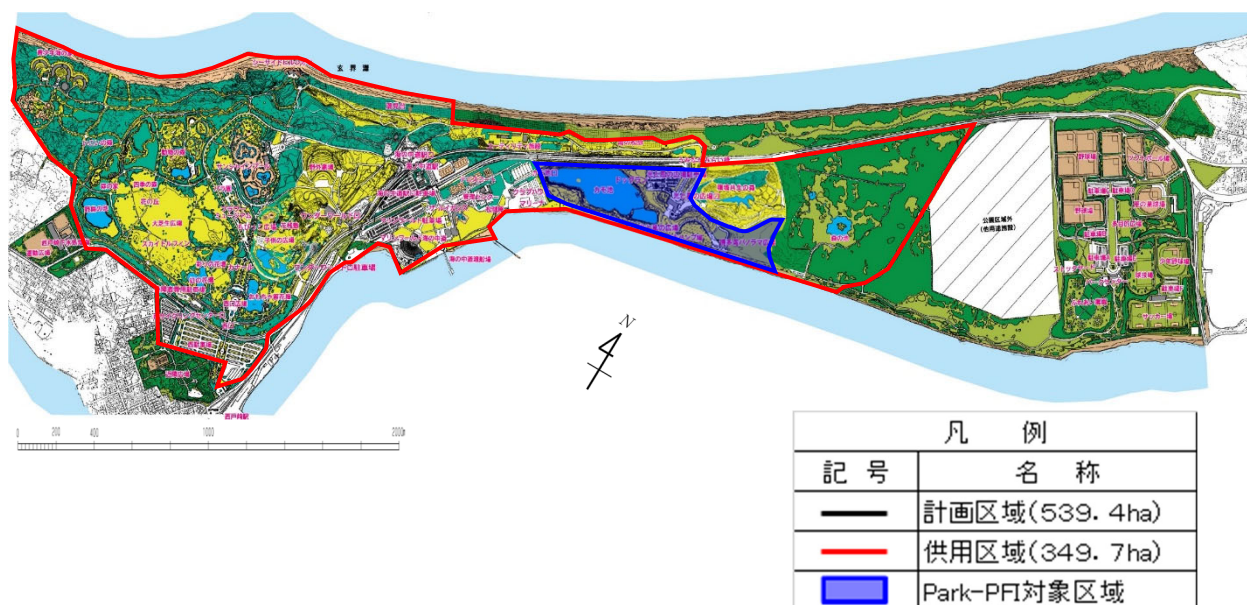


(参考1)

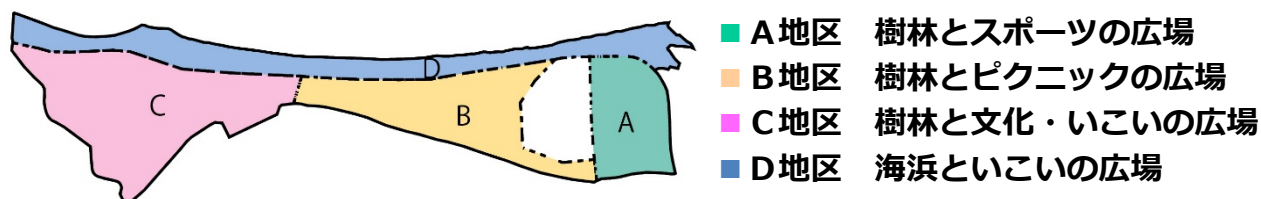
【これまでの経緯】

年月	経緯
平成30年5月～7月	海の中道海浜公園の魅力向上に向けたマーケットサウンディング調査を実施
平成31年3月19日	「海の中道海浜公園官民連携推進方針」の策定・公表 〔B地区を拠点としつつ、D地区など他地区へも拡がり のあるPark-PFIの早期実現を位置づけ〕
令和元年8月7日	Park-PFIの公募設置等指針の公表・公募開始
令和2年1月21日	公募設置等予定者を選定
令和3年5月17日	公募設置等計画の認定（今回発表）

【Park-PFI 対象区域位置図】



【公園ゾーニング図】



「Park-PFI」とは

平成 29 年の都市公園法改正により創設された「公募設置管理制度」のことで、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法です。

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定します。

- ・ 公募対象公園施設…飲食店、売店等の公園施設で、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められる施設です。
- ・ 特 定 公 園 施 設…公園利用者の利便の向上のために設置される園路、広場等の公園施設で、公園管理者との契約に基づき認定計画提出者が設置又は管理を行う施設です。
- ・ 利 便 増 進 施 設…Park-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、広告塔などの施設です。
(本件では、利便増進施設の設置予定はありません。)

■Park-PFI のイメージ

